

## 規 則

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 埼玉県規則第八十号

埼玉県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県屋外広告物条例施行規則（昭和五十年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項中「書面」の下に「及び次項第一号に規定する書類」を加え、同条第三項を削る。

第十四条の六第二項を次のように改める。

2 条例第二十三条の五第三項において準用する条例第二十三条の二第二項に規定する書面並びに次項第三号及び第四号（第十四条の三第二項第一号の書類に限る。）に規定する書類の様式は、様式第十二号の二のとおりとする。

第十四条の六第三項第四号中「又は」を「及び」に改める。

様式第十二号及び様式第十二号の二を次のように改める。

様式第12号（第14条の2関係）

（第一面）

収入証紙 貼付欄
-------------

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

担当者名（ ）

電話番号（ ）

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、埼玉県屋外広告物条例第23条の2第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	埼広（ ）第 号
	更新	※登録年月日	年 月 日
		※登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
フリ 氏 及び生年月日	ガナ 名	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人	
〔法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕			
住 所		郵便番号（ - ）	
〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕		電話番号（ ） -	
主たる業務の内容			

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄					手数料

## (第二面)

1 埼玉県内の区域内 (指定都市及び中核市の区域を除く。) において営業を行う 営業所の名称及び 所在地	営業所の <small>フリガナ</small> 名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
2 業務主任者の氏名、 資格及び所属する 営業所の名称	所属 営業所名	<small>フリガナ</small> 業務主任者の氏名	資格名及び 交付番号等	摘要
3 法人である場合 の役員(業務を執行 する社員、取締役、 執行役又はこれらに 準ずる者。以下同じ。) の職名及び氏名	職 名		<small>フリ</small> 氏	<small>ガナ</small> 名
4 未成年者である 場合の法定代理人 の氏名、商号又は 名称及び住所	<small>フリガナ</small> 氏名及び 生年月日	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	<small>法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日</small>			
	住所	郵便番号 (      -      )		
<small>法人にあつては主たる事務所の所在地</small>	電話番号 (      )      -			

## (第三面)

5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		フリ 氏	ガナ 名
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた地方公共団体名	登録・特例届出の別	登 録 (届出) 年月日	登 録 (届出) 番 号
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
7 所属する屋外広告業の事業者団体				

- 注 1 ※印のある欄には新規登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 3 「登録・届出の別」について記入する場合には、該当するものを○で囲むこと。
- 4 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 6 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 7 「埼玉県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、埼玉県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 8 「※登録有効期間」、「申請者の生年月日」、「主たる業務の内容」及び「他の地方公共団体における登録」欄の全部又は一部の記入は省略することができる。

様式第12号の2（第14条の3、第14条の6関係）

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。）は、埼玉県屋外広告物条例第23条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日  
申請者

(宛先)  
埼玉県知事

様式第十二号の三及び様式第十二号の四を次のように改める。

様式第十二号の三及び様式第十二号の四 別除

様式第十四号及び様式第十五号を次のように改める。

様式第14号（第14条の6関係）

（第一面）

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

担当者名（ ）

電話番号（ ）

屋外広告業登録事項変更届出書

埼玉県屋外広告物条例第23条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	埼広（ ）第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ氏名及び生年月日 〔法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕	生年月日	年 月 日	
	法人・個人の別	1 法人 2 個人	
住所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	郵便番号（ - ）		
	電話番号（ ）	-	
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名及び住所 〔法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕			
2 営業所の名称及び所在地			
3 役員の氏名			
4 法定代理人の氏名及び住所 〔法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名〕			

(第二面)

5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称			
変更理由			

注 1 「法人・個人の別」、「変更に係る事項」については、いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

4 「生年月日」及び「変更理由」欄の全部又は一部の記入は省略することができる。

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				



年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業廃業等届出書

埼玉県屋外広告物条例第23条の7第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	埼広（ ）第 号
登録年月日	年 月 日
フリ 氏 及び生年月日 ガナ 名	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人
〔法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕	
住 所	郵便番号（ - ）
〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	電話番号（ ） -
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

- 注 1 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
- 2 「生年月日」欄の記入は省略することができる。

様式第十六号及び様式第十九号中「あへ先」を「あ先」に、「上非身を」を「齋を中心」に、「5セソチメモートル」を「4. 5セソチメモートル」に、「4セソチメモートル」を「3. 5セソチメモートル」に改める。

様式第二十四号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
  - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の埼玉県屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県屋外広告物条例施行規則様式第二十四号による身分証明書は、改正後の埼玉県屋外広告物条例施行規則様式第二十四号による身分証明書とみなす。